

(平成28年2月29日 著作権分科会配布資料)

平成27年度 国際小委員会の審議の経過等について

1. はじめに

今期(第15期、平成27年度)の文化審議会著作権分科会の決定を受け、以下の課題について検討を行った。

- (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (3) 著作権分野における国際的な課題や論点の整理

2. 審議の状況

- (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

インドネシアにおける侵害実態調査の結果や、侵害発生国・地域における海賊行為への政府の取組に関する報告に基づき議論が行われた。

日本コンテンツの侵害発生国における侵害実態調査の結果について

本小委員会では、これまでも中国・タイ等での実態調査の実施報告がされてきたところ、今年度は、インドネシアにおける著作権侵害の実態調査の結果が報告された。

具体的には、インドネシアのインターネット利用者に対するサンプリング調査に基づき、日本のコンテンツの入手経験率、コンテンツ類型ごとの利用実態、ジャカルタとメダンとの比較による地域別の傾向・特徴、正規流通に対する要望、日本コンテンツの侵害規模の推計等が報告された。また、コンテンツ類型ごとの侵害規模としては、アニメ、コミック、音楽の順に大きいことが報告された。

他国における侵害実態調査の結果と比較すると、インドネシアは法令遵守の意識が相対的に高い一方で、著作権に関する理解度は低い状況であることから、本小委員会においては、今後のインドネシアにおける海賊版対策として、著作権の教育啓発活動を実施していくことが効果的であるとされた。

政府レベルでの取組について

本小委員会では、今後の国境を越えた海賊行為への対応の在り方を検討していく上で参考とするため、文化庁が実施している日中著作権協議及びセミナー、日韓著作権協議及びフォーラム、中国、インドネシア、マレーシア等の侵害発生国におけるトレーニングセミナー、インドネシア、マレーシア、ベトナムにおける集中管理制度の整備・強化のための支援事業、タイ及びインドネシアへの普及啓発事業、及びインターネット上の著作権侵害対策ハンドブックの作成事業等について報告された。

日中著作権協議では、両国における著作権法の改正の動向等について意見交換が行われ、その後に行われたセミナーでは、インターネット上における著作権侵害が両国にとって深刻になってきていることを踏まえ、「インターネット上における著作権保護」をテーマに両国の海賊版対策の取組状況等について発表が行われた。

また、日韓著作権フォーラムでは、「デジタルネットワーク社会における著作物の保護と利用・流通」をテーマに、韓国における取組及び最近の動向等について発表及び意見交換が行われた。その後の協議では、T P P協定の大筋合意を受けた日本国内の法改正等の動向や海外における著作権保護・侵害対策等について意見交換が行われた。

関係業界における取組について

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（A C C S）及び株式会社集英社から、著作権侵害の現状及び侵害対策等について報告された。

A C C Sからは、家庭用ゲームソフトの技術的手段回避による著作権侵害の現状について説明があった。技術的手段回避ツールについては、権利者の対策等により日本国内の実店舗での販売はほぼ消滅したものの、依然として、インターネットでの販売は継続されている。なお、販売継続サイトについては、海外にサーバーを蔵置した日本市場向けの日本語サイトであって、技術的手段回避ツールは海外（中国、香港）から発送されるとの報告があった。

また、委員より、インターネット経由で購入した場合には、回避ツールは個

別にパッケージされて輸入されることから、水際での取り締まりが難しいのではないかとの指摘があり、A C C Sからは、税関との協力関係を結びつつ、技術的手段回避ツールの効果的な差し止め手段について検討を進めているとの報告があった。

株式会社集英社からは、マンガ海賊版による侵害状況とその対策について説明があり、雑誌の発売日より前に、翻訳された海賊版がアップロードされる問題があることや、ウェブサイトやサーバーに対する削除要請に応じないケースも多く、仮に応じたとしても、サーバーを別の国に移して営業を再開するケースもあるとの報告があった。そして、海賊グループが国境を越えて侵害を行っている以上、その対策には各国間で協力が不可欠であり、海賊版対策と同時に正規版の流通促進も必要であることが報告された。

また、米国における権利行使の状況についての質問に対し、株式会社集英社からは、海賊版の提供者が必ずしも米国に居住しているわけではない点や、国を越えての刑事事件化には課題があることが報告された。また、海賊版対策については、周辺対策も含めて抜本的に総合的な対策を講ずる体制を作っていくかなければならないのではないかとの指摘もなされた。

今後の取組について

T P P協定の発効に伴い関係国への日本コンテンツの輸出増が期待され、また、関係国における侵害対策の強化が見込まれることを踏まえ、国境を越えた海賊行為に対応していく必要がある。具体的には、今後も引き続き、二国間協議を含めた二国間での協力事業として、日本のコンテンツが侵害されている事例が多いと思われる中国、韓国、東南アジア諸国を中心として、海賊版の取締り、権利執行の支援、著作権集中管理の強化、普及啓発等に対して継続的な支援を行い、侵害行為に対する適切な対応ができる環境整備を進めていく必要がある。その際、対象国については、現地のニーズや期待される効果等を考慮しつつ検討する必要がある。

また、インターネットという国境を越え多国間にまたがる侵害行為には多国間での取組・議論が必要である。このため、特に日本と関係の深いアジア・太平洋地域諸国について、地域全体の著作権制度の底上げ及び保護の枠組強化を図る観点から、W I P Oとの連携により、国際条約加盟推進を図るとともに、

二国間協力事業と上手く組み合わせて、各国・地域の課題に効果的に対応していくことが必要である。

さらに、インターネット上の侵害行為が多国籍化、多様化してきていることから、国内関係省庁及び権利者団体等との更なる連携を推進し、日本のコンテンツ侵害への効果的な対応をしていくことが望まれる。

(2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるW I P Oの著作権等常設委員会(以下、「S C C R」という。)では、現在、放送機関の保護のための条約(放送条約)、及び権利の制限と例外に関する議論が進められている。

本国際小委員会では、S C C Rにおける議論の動向等について報告が行われた。

放送機関の保護

1998年11月以降、S C C Rにおいては、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール(放送条約)の策定が検討されている。2007年以降は、同年のW I P O一般総会で決定されたマンドート(伝統的な意味での放送機関の保護(但し、コンテンツ自体は保護の適用対象外))にしたがって議論を継続しており、第24回S C C R(2012年7月)において、現在の議論のベースとなる単一の作業文書が作成されるに至っている。

現在、本条約は、日本、米国、EU等の先進国のみならず、アフリカ諸国を含め、途上国も総じて条約策定に前向きであり、早期の外交会議の開催を目指した努力が続けられている。

2015年に開催された2度のS C C R(第30回会合(7月)、第31回会合(12月))では、条約の枢要である、用語の定義(5条)、適用の範囲(6条:保護される送信媒体)及び保護の範囲(9条:保護される行為)について、統合テキスト案が議長より提出され、統合テキスト案に基づき集中的に議論が行われた。

<用語の定義についての議論>

“放送”の定義については、ローマ条約、W P P T等の既存の条約に基づく定義とするか、技術的中立（地上波放送、衛星放送、有線放送、インターネット上の送信を含むすべての媒体を同等に扱うこと）に基づき、媒体を問わない幅広い定義とするかが論点となっている。日本を含めた多くの国が前者を支持しているものの、アフリカ諸国は後者を支持しており、意見の収斂には至っていない。

<適用の範囲についての議論>

これまでの議論の結果、伝統的放送を条約適用の対象となる送信媒体とすることについては、ほぼ合意が得られている。主な議論の対象は、伝統的放送（有線放送）機関によるインターネット上の送信¹の扱い、及び放送前信号の扱いである。また、有線放送については、一部の国から義務的保護とすることに懸念が表明されたことから、その扱いについても議論が行われた。

議論対象のインターネット上の送信のうち、“インターネットオリジナル番組の送信”については、条約の適用の範囲外とすることでほぼ合意が得られている。その他のインターネット上の送信については、同時・ほぼ同時のウェブキャストを義務的保護とする議長提案、オンデマンド送信も義務的保護対象とするEU提案、いずれも任意的保護とする日本提案の3つの案に整理された。また、米国からは、インターネット上の送信については、各国が柔軟に対応できるように任意的保護のオプションを設けることが望ましいとの意見が出された。次回会合以降、任意的保護をどのレベルで許容するか等について、引き続き議論が行われる予定である。

放送前信号については、米国より、与えられる権利のレベルとしては、（1）排他的権利、（2）適切かつ十分な法的保護、（3）無権利の3つがあることが示された。具体的にどのような保護を与えるのかについて、引き続き議論が行われる予定である。

有線放送については、ブラジル等より、国内法制度で対応していないため、これを義務的保護とすることに懸念が表明された。これを受け、米国からは、有線放送を任意的保護とする案が提示され、ブラジルより歓迎の意が示された。

¹ 議論の整理上、放送番組の同時ウェブキャスト（サイマルキャスト）、放送番組の異時ウェブキャスト、放送番組のオンデマンド送信、インターネットオリジナル番組の送信、の4つに分類されている。

< 保護の範囲についての議論 >

保護される行為については現在、議論の整理上、() 同時あるいはほぼ同時の再送信（媒体問わず）() 固定物を用いた（再）送信（媒体問わず）() () 以外の固定関連行為（固定、複製、頒布等）の3つにカテゴリー分けされ、() と() が集中的に議論されている。

この中で、() 同時あるいはほぼ同時の再送信、を保護対象とすることについては、ほぼ合意に至っているが、() 固定物を用いた（再）送信、については、固定物を介している点で信号の保護には該当しないため、シグナルベースアプローチに基づく本条約で扱う必要はないとする国々と、あらゆるタイプの再送信行為を保護の対象とすることが重要であると主張する国々との間で、妥協点を見出すに至っていない。

このほか、利用可能化行為を条約上どのように位置づけるかという点も議論対象となっており、その中で日本は、放送機関が効率的に海賊行為に対抗するためには、利用可能化行為を保護することが重要であると一貫して主張しており、EUもこれを支持している。

< 日本としての今後の対応 >

本議題については、引き続き活発な議論が行われることが期待されること、日本としては、放送機関のための適切な国際的保護の枠組みを、その内容を考慮しつつ、できるだけ早期に構築することが必要であり、各国における議論の動向やSCCRにおける他の議題との関係性を踏まえながら、積極的に対応していくべきである。

権利の制限と例外

デジタル化・ネットワーク化により、技術的に知識へのアクセスが容易になったにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが障壁となっていることから、より利用を重視した制度への転換を進めるため、制限と例外の措置を設定すべき、との途上国の要求に端を発し、SCCRでは、2005年以降、権利の制限と例外の議論が続けられている。権利の制限と例外については、() 図書館とアーカイブのためのものと() 教育、研究機関等のためのものの2つを議論対象としており、両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

2015年の会合では、図書館とアーカイブのための権利の制限と例外について、これまでの議論の内容をとりまとめた議長ノンペーパーが配布され、11のトピック²について、具体的な成果物を予断することなく、目的と原理について議論を行うことで合意が得られた。11のトピックのうち、保存、複製権と保存のためのコピー、法定納本、及び図書館貸出しについて各国制度に関する情報の共有等が行われた。

<日本としての今後の対応>

日本としては、引き続き、既存の条約に規定されたスリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要であるとの方針のもと、何らかの国際文書を作成する場合には、各国がそれぞれの国内事情を踏まえ、柔軟な対応が可能となるようにすべき、との方針を維持すべきである。

(3) 著作権分野における国際的な課題や論点の整理

近年、世界各国において新時代に対応した知的財産保護の推進のため、著作権法制度を巡る様々な動きが見られている。また、著作権等の保護対象や保護範囲を、伝統的知識や伝統的文化表現等へ拡大する動きも見られている。このため本小委員会では、著作権分野における国際的な課題等について有識者からヒアリングを行った。

伝統的知識等の保護に対して著作権法等が果たすべき役割について

ある先住民の音楽を記録しようとした民族音楽学者は、その録音に至るまでに、当該先住民のコミュニティに何度も足を運んで信頼を醸成したというエピソードが紹介された。このように、伝統的知識等を利用する際に、先住民に対して特別の配慮を行うことで、良好な関係を構築できる場合がある。他方で、伝統的知識等の利用に際して、金銭的な報酬を支払うことが、場合によっては先住民のコミュニティに対する侮辱となりうることに留意する必要がある。

仮に伝統的知識等の保護として、知的財産権類似の制度が導入することになれば、伝統的知識等の利用者については、実施許諾や利用許諾等の事前の同意

² () 保存、() 複製権と保全のためのコピー、() 法定納本、() 図書館貸出し、() 並行輸入、() 国境を越えた使用、() 孤児著作物等、() 図書館とアーカイブの責任制限、() 技術的保護手段、() 契約、() 翻訳権。

が必要となる。しかしながら、単に、伝統的知識等の利用者がライセンス料等の対価を支払えば十分であるとする態度で臨むことがあれば、伝統的知識等を継承してきたコミュニティの慣習や規範等を軽視することにつながるおそれがある。また、伝統的知識等は、進歩を前提にした物の考え方に必ずしも依拠しているわけではない可能性があることから、伝統的知識等に対して著作権などの法的保護を与える場合、伝統的知識等の保護の目的に照らして、保護期間がいかにあるべきかが問題となる。

以上から、伝統的知識に法的保護を与えるかどうかについては、保護の目的を明確にした上で、当該伝統的知識に係るコミュニティの慣習や規範を尊重するとともに、その法的保護が当該コミュニティの自助や持続可能性に役立つのかどうか、という点が考慮されなければならない。

米国における価格差別論について

価格差別とは、同一の財又はサービスについて、異なる消費者に異なる価格を課すことであり、米国の裁判例には、著作権者が価格差別を推進することが社会的に望ましい場合があると指摘したものがある。

価格差別を行うためには、市場支配力を持つこと、鞘取引が禁止されていること、その製品に顧客が抱く価値に基づき差別化することが可能であることが条件であり、鞘取引の禁止については、一部の著作権の制限例外規定と表裏一体の関係を有している。なぜなら、著作権の制限例外規定の中には、著作物の利用行為のうち、許諾を要するものを一部に制限し、そこでまとめて対価を徴収させ、後の行為を自由にすることをその目的の一つとしているものがあり、鞘取引の自由を容認する機能を果たしているからである。

W I P O等の国際的な場においても、権利の制限と例外について議論がなされているところ、価格差別という考え方は、権利者と利用者の調和を図る観点から一つの示唆となるものと考えられる。

著作権の消尽に関する海外での注目すべき裁判例について

国際消尽及びデジタル消尽に関連して、米国、EUにおいて注目すべき裁判例が出されている。

国際消尽に関して、米国連邦最高裁は、米国外で適法に作成された複製物にもファーストセールドクトリンが適用されるとする判断を下している（Kirtsaeng 事件）。本判決では、消尽の正当化根拠として、商品の自由流通の保護が重視されている。

デジタル消尽に関して、欧州司法裁判所は、コンピュータ・プログラムという限られた対象ではあるものの、その消尽を認める判断を下している（UsedSoft 事件）。この判決では、ライセンスを消尽原則の抜け穴として利用することを許容しない旨が判示されており、実質を踏まえて判断されたものと考えられるが、欧州司法裁判所の他の判決を考慮すれば、UsedSoft 事件の射程は、ソフトウェアの場合に限られる可能性が高い点に留意する必要がある。また、米国では、ReDigi 事件において、デジタル消尽を認めないとする判断が示されている。

国際消尽、デジタル消尽については、W I P O の S C C R 等においても議論がなされる可能性があることから、引き続き諸外国の動向について留意する必要がある。

< 日本としての今後の取組 >

～ の論点については、W I P O の 遺 伝 資 源 等 政 府 間 委 員 会 （ I G C ） や S C C R での議論とも関連するものであり、また、将来的な国際的知財保護の在り方に関する議論にも影響し得ることから、これらの論点も含む著作権分野における国際的な動向を引き続き注視していく必要がある。

3 . 開催状況

第1回 平成27年9月15日(火)

- (1) 主査の選任等について
- (2) 国際小委員会審議予定について
- (3) 世界知的所有権機関における最近の動向について
- (4) 日中著作権協議及び日中著作権セミナーについて
- (5) 海外における著作権侵害等に関する実態調査報告書(インドネシア)について
- (6) 家庭用ゲームソフトの技術的手段回避による著作権侵害の現状
- (7) その他

第2回 平成27年11月20日(金)

- (1) 世界知的所有権機関における最近の動向について
- (2) 国境を容易に越える侵害 マンガ海賊版の最新状況とその対策について
- (3) 著作権分野における国際的な課題について
- (4) その他

第3回 平成28年2月12日(金)

- (1) 世界知的所有権機関における最近の動向について
- (2) 海賊版対策の取組状況等について
- (3) 著作権の消尽に関する海外での注目すべき裁判例について
- (4) 平成27年度国際小委員会の審議状況について
- (5) その他

4. 委員名簿（敬称略、五十音順）

	浅石 道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
	蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波 朋子	弁護士
	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	梶原 均	日本放送協会知財センター専任局長
	北澤 安紀	慶應義塾大学法学部教授
	楠本 靖	一般社団法人日本レコード協会 著作権・契約部 部長
	久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事・事務局長
	小島 立	九州大学大学院法学研究院准教授
	後藤 健郎	一般社団法人日本映像ソフト協会専務理事・事務局長 (一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構専務理事)
	笹尾 光	一般社団法人日本民間放送連盟 知財委員会ライツ専門部会法制部会特別委員
	潮海 久雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
主査代理	鈴木 将文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	大楽 光江	北陸大学未来創造学部名誉教授
	辻田 芳幸	名古屋経済大学法学部教授
主査	道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
	野口 祐子	弁護士、グーグル株式会社法務部長
	堀江 亜以子	中央大学法学部准教授
	前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	松武 秀樹	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	村井 麻衣子	筑波大学図書館情報メディア系准教授
	山本 隆司	弁護士

(以上24名)